

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和3年11月12日（金）

開会 13時30分

閉会 14時12分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、栗須百合香委員、北野誕生水委員

欠席委員 大森達也委員

4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 上村和弘

次長（教職員担当）山本健次、次長（学校教育担当）諸岡伸、

次長（育成支援・社会教育担当）佐脇優子、次長（研修担当）水野和久

教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 森将和

教育財務課 課長 石井紳一郎、課長補佐兼班長 飛鳥井清司

教職員課 課長 野口慎次、班長 若宮一哉、主幹兼係長 藤堂恵生

主査 松村敏明

福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 田中宏明

高校教育課 課長 井上珠美、充指導主事 駒田周昌

5 請願陳情の付議の結果

| 件 名 | 審議結果 |
|---|------|
| 請願 1 公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について | 不採択 |

6 議題件名及び採択の結果

| 件 名 | 審議結果 |
|--|------|
| 議案第21号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 | 原案可決 |
| 議案第22号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について | 原案可決 |
| 議案第23号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例案（公立学校職員の給与に関する条例関係、職員等の旅費に関する条例関係、 | |

| | | |
|--------|---|------|
| | 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係) | 原案可決 |
| 議案第24号 | 令和3年度三重県一般会計補正予算(第13号)について | 原案可決 |
| 議案第25号 | 三重県地方産業教育審議会委員の任命について | 原案可決 |

7 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中4名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項(10月28日開催)の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

北野委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第21号、議案第23号、議案第24号は県議会提出前のため、議案第22号、議案第25号は人事に関する案件であるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願1を審議した後、非公開の議案第21号から第25号を審議することを決定する。

・審議事項

請願1 公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について(公開)

(野口教職員課長説明)

請願1 公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。令和3年11月12日提出 三重県教育委員会教育長

3ページをご覧ください。これが請願書の写しでございます。請願者は、先ほどご紹介があった通りでございます。

4ページをお願いいたします。「1 請願の要旨」です。三重県内の公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求めています。

「2 請願の理由」です。1年単位の変形労働時間制の導入は、教職員への負担のさ

らなる増大のみならず、学校運営上支障があるものと考えことから、導入を避けるべきであると考えているとのことです。

(1) 教職員の負担のさらなる増大には次のような事項が記載されております。文部科学省が示している本制度の導入の前提条件が満たされていないため、教職員の長時間労働にさらに拍車がかかることが予想される。この(1)の後半部分ですが、校長等が講じることとされている措置の中に、「部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とすること」とあるが、部活動ガイドラインで定められた活動時間や休養日に関する制限が守られていない実態がある。本制度の導入の目的が、「休日のまとめ取り」であるなら、年次有給休暇を取得することで、同じ目的を達成することができるなどが記載されています。

(2) 学校運営上の支障です。本制度は、「一度決めた勤務時間は変更することができない」という性質を有しているため、「緊急性のある児童生徒指導案件は規定勤務終了時刻後も行う必要があるが、超過勤務分の回復措置を行うことができない」といった重大な問題点があり、本制度がそもそも学校現場には馴染まないなどが記載されております。

5ページをお願いします。*マークの7行目ぐらいのところですが。次のようなことが記載されております。現行制度下であっても勤務時間管理が不適切であり、本制度を導入した場合、さらに不適切な運用が行われるのではないかと危惧する。市町が条例を制定しやすくすることを目的として条例制定を行うというのは条例制定権の濫用であるなどが記載されております。以上のような内容となっております。

次に、1ページにお戻りください。請願文書表があります。請願に対しての教育長の意見を一番右段に記載してあります。教育職員における1年単位の変形労働時間制は、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され設けられました。県立学校及び小中学校における教育職員が本制度を活用するには、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正し、本制度に関する規定を設ける必要があります。各学校における本制度の活用については、教育職員との対話などを通じて校長が計画し、サービスを監督する各教育委員会が認めることとなります。また、ある分掌の教育職員に限って活用することもできます。本制度を活用するには、文部科学大臣が定める公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針に規定する措置を講ずる必要があります。指針には、本制度を適用する教育職員に関する措置として、客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと、担当する部活動の休養日及び活動時間を国が定める基準の範囲内とすること、業務の新たな付加などにより在校等時間を増加させないようにすること、時間外在校等時間の上限を月42時間、年320時間の範囲内とすることなどが規定されています。臨時又は緊急に非常災害等やむを得ない場合に必要業務等については、現行上、本制度と関係なく時間外勤務の対象となっております。本制度は、時間単位で勤務時間を積み上げ勤務を割り振らない日を設定するものであり、休日のまとめ取りを行う方法を増やすとともに、様々な取組を総合的に進める必要がある学校における働き方改革において、取組の選択肢を増やすものとなります。以上のことから、本請願は不採択といたしたい。

説明は以上でございます。

【質疑】

教育長

請願1はいかがでしょうか。

北野委員

こちらの制度なんですけれども、簡単にご説明いただくことはできますでしょうか。

野口課長

本制度は、教職員の業務に繁閑がございます。忙しい時期とそうでない時期、例えば、年度初めに、忙しい時期があったとします。一方で夏休み等に業務が混んでいない時期があるとしますと、その業務が混んでいる時期を、普通は7時間45分という通常の勤務時間があるわけなんですけど、そこを例えば9時間にし、逆にその夏休み等のところの勤務時間をなしにして、長期休暇がなるべく取れるようにする。そういう休暇のまとめ取りの制度と考えていただければと思います。

北野委員

どうしてこの方が請願をされたのかということがあまりよくわからなくて、その制度自体が別に私の中では正当なのかなっていうふうに思うんですけど、何かこの請願された方が思われていることと、この実際の制度というのは、請願された方が違う捉え方をされているということなんですかね。

野口課長

いろんなご見解を書いておられるんですけども、主なご主張として、今、教職員の業務というのは非常に業務量が多いと言われております。業務量削減がなかなかできていない中で、この変形労働時間の制度を導入したときに、さらにその教職員の負担が増すのではないかとご心配されているということが一つのご主張なんです。ただ私ども、この制度っていうのは、導入した時に月に42時間以内、年に320時間以内とか、いろんなハードルというか、設定をしております、それが例えば月42時間が達成できないような方がこの制度を導入できない、制度を使えないというふうにしておりますので、もちろん全教職員に勤務時間を少なくするように努力は我々していくんですけども、仮に、Aさんが超えていて、Bさんが超えてないとしますとそのBさんが、この変形労働時間をどう設定するのがいいだろうということで校長先生と話し合ったときに、それでまとめ取りもうまく取れるなということで活用できるのであれば、活用できるという制度なんです。ですので、超えてる人がやっては確かに問題もあるかもしれませんが、超えてる人については、やったらいけないことになってますので。

森脇委員

確認なんですけれども、そうすると現行の制度では、今のような事態に対応することが難しいということですね。

野口課長

そうですね。今の制度ですとなかなか変形労働時間というのがですね、こういった制度っていうのがないものですから、ご承知の通り学校の業務って学校行事とか、いろんなところで例えば4月、5月は忙しいけれども、8月は空いていると。こういう時にうまく勤務時間をやりくりすることによって。

森脇委員

やりくりできていないんですね、今は。

野口課長

そうですね。一部変形労働時間が別にあるんですけれども、ちょっとそれを除いて考えると、一般的にはそういうことができないことになっています。

森脇委員

それは超過勤務になっちゃうということですね。

野口課長

そうですね。時間外在校等時間ということになってしまいます。

森脇委員

時間外労働になるから、融通できるようにしようというのが今回の趣旨ということですね。

野口議員

そうですね。例えば初めから4月の10日がもう9時間働かなきゃいけないとわかっているんであれば、それを9時間としちゃったほうが、その先生にとっても学校にとってもいいんじゃないかということです。

山本次長

ちょっと補足させていただきます。元々この制度が導入されたのは、給特法が改正されて、その目的が働き方改革を進めるためです。その中に大きな柱が二つあって、今回の1年単位の変形労働時間制と、先ほどから言っている、時間外勤務の上限を設けるというもので、様々な取組が他にもあるんですが、その二つが大きな内容になっています。1年単位の変形労働時間なんですが、先ほど言ったこともあるんですが、国のほうが言っておりますのは、夏休みのまとめ取りによって、そこで教員の心身をリフレッシュすることで、それでまた新たな教育活動に、リフレッシュして、子どもたちに教育をしてもらうというのが一つです。そのためには、まず夏休み自体も当然、比較的業務量が少ないとはいえ業務はありますので、その業務を、例えば部活動とか、課外も含むそこをまず減らしてくださいと。減らして、当然一日単位で休めないといけませんので、その休める日数をまず確保して、それに見合う時間を4月なり5月の忙しい時間で、上

限があって勤務時間をそんなに延ばすということは難しいんですが、我々では1時間15分ぐらいを想定していますけど、少し延ばしてですね、業務の忙しい時はちょっと延ばしますけど、その分まとめ取りをして、夏休みにこういうふうにしてもらおうと。民間でも1年単位の変形労働時間ってあるんですが、それは延ばした時間を他の日の曜日で短くするんですけど、教員の場合は、夏休みに1日単位で休みを取るということです。

教育長

今、三重県の教育公務員も変形労働時間はありますよね。その概要だけちょっと簡潔に説明してください。

松村主査

今、1ヶ月単位の変形労働がございまして、4週間単位で勤務時間を均すというものがございまして。それはどういうときに使うかという、修学旅行で1泊2日する時とかは、夜までありますので、17時から19時まで勤務し、その増えた2時間をその4週間の中で、どこか2時間短くするというものです。それは地方公務員であればできるんですけども、今回の1年単位の変形労働時間制は、民間にはございましてけれども、地方公務員はできなくなっていますが、先ほど話にありました給特法という法律の改正で、教育職員はできることになりました。それをするためには条例にできる規定を入れないといけないということになっています。

教育長

1年単位で労働時間をこうするという事ですので、やっぱり労働者にとって、不利というか、負担がかからないように、特に今回の場合は、全国的に文科省の方も、これを導入するにあたっての基準というか、条件をしっかりと明示して、それも一律に、どこの市町、三重県全域とか、この小学校全部という導入の仕方ではなくて、きちんとそれがクリアできるっていう部分を確認した上で選択して取り入れるところは取り入れるってことです。その取り入れるような枠組をこの条例をもって整えようということですね。請願1の考え方については、本請願は不採択といたしたいというところですけども、よろしいでしょうか。

それでは請願1は不採択といたしますので、請願者の方にはその旨通知をいたします。

【採択】

—全委員が本案の不採択を承認する。—

・審議事項

議案第21号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 (非公開)

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第22号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について（非公開）

野口教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第23号 現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例案（公立学校職員の給与に関する条例関係、職員等の旅費に関する条例関係、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係）（非公開）

青木福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する

・審議事項

議案第24号 令和3年度三重県一般会計補正予算（第13号）について（非公開）

石井教育財務課長説明が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第25号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について（非公開）

井上高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言